

類型		定義や課題・方向性について	
補助金全体		<p>【課題・方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公平性・公益性・有効性等の視点から補助継続について3年に一度検討する。 ・補助率を原則1/2とするが、各補助金の目的・性質等を考慮する。また猶予期間を設ける必要がある。 ・終期設定（原則3年以内）を行う。 ・例外規定を極力設けない（設ける場合は、抽象化せず基準や理由を明確に）。 ・団体の事務局業務を市の職員が担わない（補助金に係る収支報告書及び決算書の作成事務等は代行しない）。 	
国県等の制度に基づく補助金		<p>法令に定められているもの、国・県等の制度によるもので、市に裁量がない補助金。</p> <p>【課題・方向性】</p> <p>市に裁量がないことから担当課の負担軽減のため、毎年のチェックシートの提出は求めない（3年に一度など大規模見直しの際は必要）が、予算額の査定は行う。</p>	
市の制度に基づく補助金		<p>国県からの補助の有無に関わらず、市の裁量で継続・廃止の決定ができる補助金。</p>	
公募型		<p>申請等の公募による補助金で、要件を満たすと給付される補助金。</p>	
非公募型		<p>市が政策判断により団体等の支援を目的とするものや、公募によらず公益性の高い事業を実施していると認める特定の団体等に対して補助するもの。</p>	
混在型補助		<p>運営補助と事業補助（下記参照）が混在している補助金。</p> <p>【課題・方向性】</p> <p>混在型補助は廃止し、一旦は運営補助にまとめるが、見直しにより事業補助への移行を目指す。</p>	
運営補助		<p>市が公益性の高い事業を実施していると認める団体等について、その運営に必要な経費又は団体等の維持・存続を目的とする経費に対する補助金。</p> <p>【課題・方向性】</p> <p>原則、事業補助への移行するが、一定の猶予期間を設ける。 運営補助に残す場合は、明確な基準が必要。職員の派遣先団体（外郭団体等）の扱いについては別途検討が必要。 繰越金の取扱い等も盛り込む。（追加）</p>	
振興応援		<p>地域振興、文化振興、スポーツ振興等、市の施策目的と合致する団体等の事業に対して補助するもの。</p> <p>【課題・方向性】</p> <p>外郭団体が行っている事業が多い。 委託にできるものは積極的に移行。 「経済的支援」との差を設けたい。</p>	
事業補助	イベント大会	<p>協賛</p> <p>団体等が行う地域振興等に寄与すると認められるイベント・大会等の事業の趣旨に市が賛同し、名義使用等の形で支援を行う事業に対して補助するもの。 具体的には市の協賛があるイベント等や、県や市の指定を受けているまつり。</p> <p>【課題・方向性】</p> <p>自主財源の獲得を目指す。 目標値の客観的な評価が難しい。</p>	
	その他イベント等	<p>その他</p> <p>団体が行うイベント・大会等に一定の公益性が認められる事業に対して補助するもの。</p> <p>【課題・方向性】</p> <p>自主財源の獲得を目指す。 目標値の客観的な評価が難しい。</p>	
	経済的支援	扶助的	<p>扶助的</p> <p>社会情勢や政策的判断等により支援を行うためのもの。 福祉的、扶助的要素をもつ補助金。</p>
		その他負担軽減	<p>その他負担軽減</p> <p>市が政策判断により団体等の支援を目的とするもの。</p>
	その他	<p>その他</p> <p>「振興応援」、「イベント大会」、「経済的支援」のいずれにも該当しない補助金。</p>	